

あなたや家族の将来を支えるために 介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要になっても誰もが安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための制度です。

一定の介護が必要になったとき、市町村の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスを受けることができます。

被保険者証を交付します

65歳（第1号被保険者）となる人へ、被保険者証（ピンク色）を送ります。介護認定の申請や介護サービスを利用する時に必要となります。届いたら大切に保管してください。

介護保険料を決定しました

令和3年度から3年間の保険料を決定しました。保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定します。前年度からの保険料額に変更はありませんが、一部の所得段階で基準となる所得金額を変更します。

第1号被保険者所得段階別保険料（令和3～5年度） *抜粋

所得段階	対象者の前年の合計所得金額		保険料の割合	年間保険料額
	(変更前)	(変更後)		
第7段階	本人が市民税課税	125万円以上 200万円未満の人	125万円以上 210万円 未満の人	基準額×1.25 97,864円
		200万円以上 300万円未満の人	210万円 以上 320万円未満の人	基準額×1.50 117,437円
第9段階		300万円以上 500万円未満の人	320万円 以上 500万円未満の人	基準額×1.70 133,095円

※基準額：78,291円

介護保険料

納入通知書を送ります

65歳以上の人に、7月13日(火)に介護保険料納入通知書を郵送します。

保険料の納め方

65歳以上の人の介護保険料の納付は、年金天引き（特別徴収）です。特別徴収ができない場合に限り、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。特別徴収ができる人は普通徴収で納付することはできません。なお、40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料と一括納付です。

【特別徴収の対象にならない人】

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
- 年度途中で保険料の所得段階が変更になった人



【問い合わせ】 介護高齢福祉課
TEL 26・3030 FAX 26・3030
E-mail kaigo@city.iga.lg.jp

○ 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など

保険料の減免・徴収猶予

災害にあつたときや、収入が著しく減少したときは、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。状況がありますのでご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の人は保険料の減免の対象となる場合があります。



高額介護サービス費

「高額介護サービス費」とは、介護サービスを利用して1カ月を支払った負担額の合計が上限額を超えたときに、超えた分のお金が払い戻される制度です。

サービスを利用している人と利用していない人の公平性を保ち、負担能力に応じた負担をお願いするため、8月から現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯 44,400円

令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円

低所得者の負担限度額が一部変わります

低所得者の人の介護保険施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一定額（負担限度額）以上は介護保険で給付されます。令和3年8月から、食費・居住費軽減の適用要件と負担限度額が一部変わります。

○従来の利用者負担第3段階が2つの段階（第3段階①、第3段階②）に区分されます。

○施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時で食費の費用負担額が変わります。

○預貯金等について、一律単身1千万円または夫婦2千万円以下から、次の利用者負担段階別に変ります。

利用者の負担段階別預貯金の上限
第1段階：単身1,000万円 または夫婦2,000万円以下
第2段階：単身650万円 または夫婦1,650万円以下
第3段階①：単身550万円 または夫婦1,550万円以下
第3段階②：単身500万円 または夫婦1,500万円以下

令和3年8月～ 負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	1人1室個室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計金額が年間80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計金額が年間80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計金額が年間120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

現在の負担限度額認定証の有効期限は7月31日(土)です。8月以降分の更新申請のお知らせを6月下旬に発送しましたので、引き続き認定が必要な人は申請してください。詳しくは更新申請のお知らせに記載しています。

申請は郵送でも受け付けています。

※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院に入所している人、短期入所サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までに抑える負担を軽減するものです。

※負担段階を判定する対象所得には障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

介護保険負担

割合証を発送します

8月1日(日)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した割合証を、7月28日(水)以降順次発送します。なお、8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新(変更)認定申請中の人は、認定結果に同封します。